エトルタ海岸の洗濯女達	同右	同右	同右	同右
アルジャントゥイユのレガッタ	同右	同右	同右	同右
ドーヴィルの水浴時	同右	同右	同右	同右
プールヴィルの断崖	同右	同右	同右	同右
ロワン河畔	同右	同右	同右	同右
セーヌ湾の帆船	同右	同右	同右	同右
クールブヴォアのセーヌ川	同右	同右	同右	同右
ヴェトゥイユの春	同右	同右	同右	同右
サン・マメス、朝	同右	同右	同右	同右
ジヴェルニーの林、イーゼルに向かうブランシュ・オシュデと本を読むシュザンヌ・オシュデ	同右	同右	同右	同右

○厚生労働省告示第三百三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

八百二十六	1　非静注インフュージョンポンプ	T〇六〇一―一	泌尿器科又は産婦人科の診療において、経尿道的又は経腟的に医薬品及び溶液を注入するために用いること。

○農林水産省告示第二千五百五十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　太田　昭宏

平成二十六年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	一九〇円　一七〇円　一五〇円　一三〇円　一一〇円
	静岡県の区域	二七〇円　二四〇円　二二〇円　一九〇円　一六〇円
	京都府の区域	六〇〇円　五四〇円　四八〇円　四二〇円　三六〇円
	奈良県の区域	二七〇円　二四〇円　二二〇円　一九〇円　一六〇円
二類	埼玉県の区域	三七〇円　三三〇円　三〇〇円　二六〇円　二二〇円
	静岡県の区域	三九〇円　三五〇円　三一〇円　二七〇円　二三〇円
	京都府の区域	七〇〇円　六三〇円　五六〇円　四九〇円　四二〇円
	奈良県の区域	三四〇円　三一〇円　二七〇円　二四〇円　二〇〇円
三類	埼玉県の区域	一九〇円　一七〇円　一五〇円　一三〇円　一一〇円
	静岡県の区域	二七〇円　二四〇円　二二〇円　一九〇円　一六〇円
	京都府の区域	五七〇円　五一〇円　四六〇円　四〇〇円　三四〇円
	奈良県の区域	二七〇円　二四〇円　二二〇円　一九〇円　一六〇円
四類	埼玉県の区域	三七〇円　三三〇円　三〇〇円　二六〇円　二二〇円
	静岡県の区域	三九〇円　三五〇円　三一〇円　二七〇円　二三〇円
	京都府の区域	六五〇円　五九〇円　五二〇円　四六〇円　三九〇円
	奈良県の区域	三四〇円　三一〇円　二七〇円　二四〇円　二〇〇円
五類	京都府の区域	七六〇円　六八〇円　六一〇円　五三〇円　四六〇円
六類	埼玉県の区域	七九〇円　七一〇円　六三〇円　五五〇円　四七〇円
	京都府の区域	八四〇円　七六〇円　六七〇円　五九〇円　五〇〇円